

各所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部
支 部 長 淀 谷 圭 三 郎

健康保険法施行令等の一部を改正する政令における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等について（通知）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 4 0 号）が令和 8 年 7 月 2 9 日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、貴所属組合員へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 5」（令和 7 年 6 月 1 3 日閣議決定）等に基づく社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）による高額療養費の算定基準額の見直し等が行われたことに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）による高額療養費についても併せて算定基準額の見直し等が行われたこと。

2 高額療養費算定基準額の見直し（令和 8 年 8 月 1 日施行）

(1) 若人(70 歳未満の方)の療養に係る高額療養費算定基準額

標準報酬月額等	令和 8 年 7 月 31 日まで	令和 8 年 8 月 1 日から
83 万円以上 (上位所得者Ⅰ)	252,600 円＋ (医療費－842,000 円)×1%	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%
	多数回該当:140,100 円	改正なし
53 万円以上 83 万円未満 (上位所得者Ⅱ)	167,400 円＋ (医療費－558,000 円)×1%	179,100 円＋ (医療費－597,000 円)×1%
	多数回該当:93,000 円	改正なし
28 万円以上 53 万円未満 (一般Ⅰ)	80,100 円＋ (医療費－267,000 円)×1%	85,800 円＋ (医療費－286,000 円)×1%
	多数回該当:44,400 円	改正なし

標準報酬月額等	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から
28 万円未満 (一般Ⅱ)	57,600 円	61,500 円
	多数回該当:44,400 円	改正なし
住民税非課税 (低所得者)	35,400 円	36,900 円
	多数回該当:24,600 円	改正なし

(2)高齢受給者(70 歳以上の方)の療養に係る高額療養費算定基準額

標準報酬月額等	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から
83 万円以上	252,600 円＋ (医療費－842,000 円)×1%	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%
	多数回該当:140,100 円	改正なし
53 万円以上 83 万円未 満	167,400 円＋ (医療費－558,000 円)×1%	179,100 円＋ (医療費－597,000 円)×1%
	多数回該当:93,000 円	改正なし
28 万円以上 53 万円未 満	80,100 円＋ (医療費－267,000 円)×1%	85,800 円＋ (医療費－286,000 円)×1%
	多数回該当:44,400 円	改正なし
28万円未満 (一般)	57,600 円	61,500 円
	多数回該当:44,400 円	改正なし
住民税非課税 (低所得Ⅱ)	24,600 円	25,700 円
	—	多数回該当:24,600 円
住民税非課税等で一 定所得以下 (低所得Ⅰ)	15,000 円	15,700 円

3 年間高額療養費の創設 (令和8年8月1日施行)

(1)若人(70 歳未満の方)の療養に係る年間の高額療養費算定基準額

標準報酬月額等	年間高額療養費算定基準額
83 万円以上	1,680,000 円
53 万円以上 83 万円未満	1,110,000 円
28 万円以上 53万円未満	530,000 円
28 万円未満	530,000 円
住民税非課税等	290,000 円

(2)高齢受給者(70 歳以上の方)の療養に係る年間の高額療養費算定基準額

標準報酬月額等	70 歳以上年間高額療養費算定基準額
83 万円以上	1,680,000 円
53 万円以上 83 万円未満	1,110,000 円

標準報酬月額等	70 歳以上年間高額療養費算定基準額
28 万円以上 53 万円未満	530,000 円
28 万円未満	外来 216,000 円 世帯 530,000 円
住民税非課税	外来 96,000 円 世帯 290,000 円
住民税非課税で一定所得以下	外来 96,000 円 世帯 180,000 円

4 高額療養費所得区分の細分化(令和9年8月1日施行)

(1)若人(70 歳未満の方)の療養に係る高額療養費算定基準額

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで		令和9年8月1日から	
標準報酬月額等	高額療養費算定基準額	標準報酬月額等	高額療養費算定基準額
83 万円以上	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%	127 万円以上	342, 000 円＋ (医療費－1,140,000 円)×1%
		103 万円以上 127 万円未満	303, 000 円＋ (医療費－1,010,000 円)×1%
		83 万円以上 103 万円未満	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%
	多数回該当:140,100 円	共通	多数回該当:140, 100 円
53 万円以上 83 万円未満	179,100 円＋ (医療費－597,000 円)×1%	71 万円以上 83 万円未満	209, 400 円＋ (医療費－698, 000 円)×1%
		62 万円以上 71 万円未満	194, 400 円＋ (医療費－648, 000 円)×1%
		53 万円以上 62 万円未満	179, 100 円＋ (医療費－597, 000 円)×1%
	多数回該当:93,000 円	共通	多数回該当:93, 000 円
28 万円以上 53 万円未満	85, 800 円＋ (医療費－286, 000 円)×1%	44 万円以上 53 万円未満	110, 400 円＋ (医療費－368, 000 円)×1%
		36 万円以上 44 万円未満	98, 100 円＋ (医療費－327, 000 円)×1%
		28 万円以上 36 万円未満	85, 800 円＋ (医療費－286, 000 円)×1%
	多数回該当:44, 400 円	共通	多数回該当:44, 400 円
28 万円未満	61,500 円 多数回該当:44, 400 円	20 万円以上 28 万円未満	69, 600 円 多数回該当:44, 400 円
		16 万円以上 20 万円未満	65, 400 円 多数回該当:44, 400 円
		16 万円未満	61, 500 円 多数回該当:34, 500 円

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで		令和9年8月1日から	
標準報酬月額等	高額療養費算定基準額	標準報酬月額等	高額療養費算定基準額
住民税非課税	36,900 円	住民税非課税等	36, 900 円
	多数回該当:24,600 円		多数回該当:24,600 円

(2)高齢受給者(70 歳以上の方)の療養に係る高額療養費算定基準額

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで		令和9年8月1日から	
標準報酬月額等	高額療養費算定基準額	標準報酬月額	高額療養費算定基準額
83 万円以上	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%	127 万円以上	342, 000 円＋ (医療費－1,140,000 円)×1%
		103 万円以上 127 万円未満	303, 000 円＋ (医療費－1,010,000 円)×1%
		83 万円以上 103 万円未満	270,300 円＋ (医療費－901,000 円)×1%
	多数回該当:140,100 円	共通	多数回該当:140, 100 円
53 万円以上 83 万円未満	179,100 円＋ (医療費－597,000 円)×1%	71 万円以上 83 万円未満	209, 400 円＋ (医療費－698, 000 円)×1%
		62 万円以上 71 万円未満	194, 400 円＋ (医療費－648, 000 円)×1%
		53 万円以上 62 万円未満	179, 100 円＋ (医療費－597, 000 円)×1%
	多数回該当:93,000 円	共通	多数回該当:93, 000 円
28 万円以上 53 万円未満	85, 800 円＋ (医療費－286, 000 円)×1%	44 万円以上 53 万円未満	110, 400 円＋ (医療費－368, 000 円)×1%
		36 万円以上 44 万円未満	98, 100 円＋ (医療費－327, 000 円)×1%
		28 万円以上 36 万円未満	85, 800 円＋ (医療費－286, 000 円)×1%
	多数回該当:44, 400 円	共通	多数回該当:44, 400 円
28 万円未満	61,500 円 多数回該当:44, 400 円	20 万円以上 28 万円未満	世帯 69, 600 円 多数回該当:44, 400 円
		16 万円以上 20 万円未満	世帯 65, 400 円 多数回該当:44, 400 円
		16 万円未満	世帯 61, 500 円 多数回該当:34, 500 円
住民税非課税	25, 700 円	住民税非課税	25, 700 円
	多数回該当:24,600 円		多数回該当:24,600 円
住民税非課税で 一定所得以下	15, 700 円	住民税非課税で 一定所得以下	15, 700 円

- 5 今回通知しました高額療養費制度改正に係るリーフレットを、令和8年9月下旬頃、各所属所へ配布します。

【担当】

公立学校共済組合香川支部共済グループ

短期給付担当 久保、糸谷、橋本

(TEL 087-832-3792 直通)